

朝霞地区4市共用火葬場設置検討協議会の設置に関する覚書

朝霞市、志木市、和光市及び新座市（以下「朝霞地区4市」という。）は、令和4年12月21日に締結した「朝霞地区4市共用火葬場設置検討に関する基本合意書」に基づく協議会の設置及び運営に当たり、以下のとおり覚書を締結する。

（設置）

第1条 朝霞地区4市は、朝霞地区4市共用火葬場設置検討に関する基本合意書に基づき、朝霞地区4市による火葬場設置の検討（以下「事業」という。）に関する事項について協議するため、協議会を設置する。

（名称）

第2条 前条の協議会の名称は、朝霞地区4市共用火葬場設置検討協議会（以下「協議会」という。）とする。

（所掌事務）

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 火葬場の共用設置に関すること。
- (2) 事業の実施主体に関すること。
- (3) 事業の経費の負担割合に関すること。
- (4) 事業に係る調査に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業に関すること。

（組織）

第4条 協議会は、朝霞市長、志木市長、和光市長及び新座市長を委員として組織する。

（会長）

第5条 協議会に会長を置き、会長は、火葬場設置の候補地である志木市の長をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

（副会長）

第6条 協議会に副会長を置き、副会長は、火葬場設置の候補地に隣接する朝霞市の長をもってこれに充てる。

2 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、3人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の合議により決するものとする。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(調整会議)

第8条 協議会に調整会議を置く。

2 調整会議についての必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、志木市中宗岡1丁目1番1号（志木市役所）内に置く。

2 事務局の庶務及び事業に係る事務については、朝霞地区4市の職員が相互に協力して行う。

(経費の負担)

第10条 事業に要した費用は、朝霞地区4市で均等に負担するものとする。

2 朝霞市、和光市及び新座市は、前項の規定により負担することとされた費用の額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を志木市に負担金として支払うものとする。

(協議会の解散)

第11条 協議会は、事業の実施主体が確定したときは、協議会の決議をもって解散する。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員が協議して決定する。

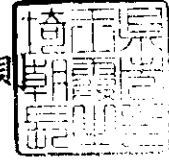
以上、本覚書締結の証として本書4通を作成し、朝霞市、志木市、和光市及び新座市において押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年2月27日

朝霞市本町1丁目1番1号

朝霞市

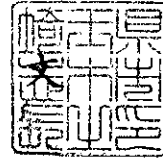
朝霞市長 富岡 勝



志木市中宗岡1丁目1番1号

志木市

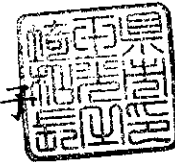
志木市長 香川 武



和光市広沢1番5号

和光市

和光市長 柴崎 光



新座市野火止一丁目1番1号

新座市

新座市長 並木

